



山椿

Yamatsubaki 91

Minaguchi Yosuke

水口 洋介 (38期)

労働審判20年と フリーランス新法に思う

私は労働者側弁護士として38年を生きてきました。様々な労働事件や労働立法に直面しましたが、労働審判は最も重要な制度改革の1つです。

労働審判は、今では当たり前の手続として活用されています。2023年の労働審判申立件数は全国で3473件、東京地裁（立川支部含む）では1012件です。全国の労働審判手続の平均審理期間は90日間。手続の69%が調停成立、17%が審判となり、審判のうち異議申立てがなく確定するものが54%です。つまり、およそ8割が労働審判手続で解決されています。同年の全国の民事通常労働訴訟（地裁）は3763件ですから、労働審判は労働事件の半分を占めるようになってきました。この傾向はここ15年変わりません。

労働審判法の成立は2004年5月、施行は2006年4月です。当時、労働審判法が成立した背景には、バブル崩壊後のリストラの嵐、そして司法改革の流れがありました。2001年6月の司法制度改革審議会意見書では、労働事件への総合的対応の強化がうたわれましたが、労使関係の専門的知識経験

を有する者が関与する裁判制度の導入の当否は検討を開始するとされただけでした。

司法制度改革審議会の労働検討会での紆余曲折の議論を経て、労働審判法が成立したのですが、労働審判に結実するまでには、弁護士会、弁護士の力が大きく寄与したのです。日弁連推薦で労働検討会の委員には横浜弁（現・神奈川弁護士会）の鵜飼良昭弁護士（労側）、一弁の石嵩信憲弁護士（使側）が入りました。私は日弁連司法改革幹事の立場で毎回の検討会や会議に参加していました。

なぜこんな話をするかと言うと、弁護士会が審議会等に働きかければ、ものによれば大きな力を発揮できるということを目の当たりにしたことを是非、お伝えしたいと思ったからです。

労働検討会では一時は権利義務の判定機能（審判）を設けずに、労働調停でよいという考え方が強まりました。裁判所は労使の審判員に判断者として関与させることには消極的、日本経団連の経営側も労働調停で十分という姿勢でした。それを変えたのは、委員として参加した弁護士の熱意や日弁連のバックアップだったと思います。日弁連の予算で英独の労働裁判所の裁判官を招いて番外の労働検討会を実施したこともありまし



筆者近影

た。

労働審判も20年たち当初の制度創設時の熱意は冷め、裁判官の訴訟効率化指向の安易な道具として利用されているという批判もあります。他方、この制度がなければ泣き寝入りせざるをえなかった労働者が多数いることも間違いないでしょう。

今、二会（労働問題委員会）が先頭になり、フリーランス・トラブル110番が実施されています。この動きをそばで見ていると労働審判を創設する際の熱意を感じます。この弁護士と会の活動がフリーランスの地位改善、さらには新たな労働者性の範囲を拡張する大きな契機になるのではないかと期待しています。11月にはフリーランス新法が施行されます。私は、もはや65歳の「出がらし」世代ですが、今後の若手弁護士の活躍に大いに期待しています。 ■